府令

○内閣府令第七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一号イ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

（猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部改正）

第二条　猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記様式第二号の備考6、別記様式第七号の備考3及び別記様式第十号の備考4中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附　則

この府令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

府令・省令

○内閣府令・農林水産省令・環境省令第一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令の一部を改正する命令

平成二十七年二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　西川　公也
環境大臣　望月　義夫

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令の一部を改正する命令

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成二十四年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附　則

この命令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

省令

○文部科学省、国土交通省、環境省、農林水産省令第一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日

文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令

エコツーリズム推進法施行規則（平成二十年文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

○厚生労働省令第二十四号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二十五条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第二項の規定に基づき、並びに中小企業退職金共済法を実施するため、中小企業退職金共済法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令

平成二十七年二月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

中小企業退職金共済法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正）

第一条　中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（割増金の割合の特例）

第三条　第四十九条に規定する割増金の年十・九五パーセントの割合及び年十四・六パーセントの割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十・九五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年三・六五パーセントの割合を加算した割合とし、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「第四十七条及び第四十九条及び附則第三条」に改め、同項の表中小企業退職金共済法施行規則第三十条第二項の項の次に次のように加える。

中小企業退職金共済法施行規則第四十条第一項	通算する	通算して得た区分掛金納付月数に、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。）第四十条第一項に規定する期間に係る区分掛金納付月数を通算する

第四条第八号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第二条第三項」を「第二条第七項」に改める。

附　則

この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。